

第25回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和2年6月30日（火）
午前9時23分から11時45分
- 2 場 所・・・日南市役所 旧本館2階会議室
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・1名（福井 利和委員）
- 5 早退委員・・・1名（木脇 文雄委員）
- 6 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第3条の買受適格証明願について
議案第3号 農地法第4条の許可申請について
議案第4号 農地法第5条の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画について
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 非農地判断について
- 7 農業委員会事務局 局長・次長・日高・崎田・碓井
- 8 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:23	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第25回日南市農業委員会総会を開会致します。細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井利和委員より欠席届が提出されております。只今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に11番木佐貫睦子委員、12番井上友和委員の両名を指名します。次に、本日の日程について事務局長より説明させます。

	局 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明致します。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。 本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
	議 長	お諮り致します。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることに致します。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第 1 号から議案第 7 号について一括上程し、議題と致します。ここで、提案理由を事務局長より説明させます。
	局 長	提案理由の説明の前に議案の修正がございますのでお願いします。 総会資料 1 ページ、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請につきまして、受付番号 1 番の譲受人の権利移動の理由が「1 経営移譲」となっておりますが、「3 経営移譲」に修正していただくようお願いいたします。 次に、総会資料 2 ページ、議案第 2 号、農地法第 3 条の買受適格証明願につきまして、下段の表の適用が「農業所有適格化法人」となっておりますが、「農地所有適格法人」に訂正していただくようお願いいたします。 次に、総会資料 22 ページ、議案第 6 号、非農地証明願につきまして、受付番号 2 番の備考欄、筆会未定地の「会」の記載を世界の「界」に修正していただくようお願いいたします。議案資料の不備につきまして、事務局よりお詫び申し上げます。 それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明を致します。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、農業委員会あて申請がありました 3 件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、全て所有権移転で、受付番号 1 番は経営移譲のため、受付番

	局 長	号 2 番は経営規模拡大のため、受付番号 3 番は耕作に便利のためとなっております。 次に議案第 2 号、農地法第 3 条の買受適格証明願について、『民事執行法による農地等の売却の処理方法について』の通達に基づき、証明願がありました 1 件について、当農業委員会として申請書どおり買受適格者である証明をしてよいかを審議して頂きますよう提案致します。 また、買受適格証明書を交付された者が、裁判所の売却決定を受けることによって、翌月、当農業委員会に農地法 3 条の申請をしなければならないのですが、審査内容は、買受適格者の審査と全く同じことですので、事情が同じ状態であれば、総会には諮らずに、3 条の許可書を交付してよろしいかもご審議ください。受付番号 1 番の理由は経営規模拡大のためとなっております。 次に議案第 3 号、農地法第 4 条の許可申請について、県知事あて申請がありました 5 件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、受付番号 1 番、2 番は太陽光発電施設用地のため、受付番号 3 番、4 番、5 番は植林のためとなっております。 次に、議案第 4 号、農地法第 5 条の許可申請について、県知事あて申請がありました 13 件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、所有権移転が 12 件で、受付番号 1 番、2 番、4 番、5 番、12 番、13 番は植林のため、受付番号 3 番、8 番は太陽光発電施設用地のため、受付番号 6 番は資材置場用地・通路・土仮置場のため、受付番号 7 番、10 番は一般個人住宅用地のため、受付番号 9 番は資材置場用地のためとなっております。 使用貸借権設定が 1 件で、受付番号 11 番は倉庫・車両回転用地のためとなっております。 次に、議案第 5 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、31 件について、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 12 件で、使用貸借権設定が 8 件、賃借権設定が 4 件となっております。更新の利用権設定が 2 件で、全て賃借権設定となっております。所有権移転は 8 件です。農地中間管理権設定は 9 件となっております。 次に、議案第 6 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要
--	-----	---

10 : 09	局 長	領に基づき、証明願のありました 2 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案致します。受付番号 1 番、2 番は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 次に、議案第 7 号、非農地判断について、利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査により、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、非農地として農業委員会が判断する必要があることから、33 件について審議していただきますよう提案致します。整理番号 63 番から 95 番はすべて、「非農地判断の基準について」の 4 番に示してある条件に該当する農地であります。 以上、説明致しましたが、よろしくご審議くださいますようお願い致します。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願い致します。地区別審査会場を事務局長より説明させます。
	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区、吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は本館 2 階旧市長応接室、北郷地区、南郷地区は別館 2 階会議室をお願い致します。
	議 長	只今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。 地区別審査会は 10 時 10 分をめでに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開致します。 農地法第 3 条の許可申請について 3 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。

山 本	はい、9 番山本です。受付番号 1 番について説明します。6 月 23 日に譲受人立会いの下現地調査致しました。場所は、西弁分 1 丁目に電気工事会社がありますが、そこから西へ約 200m 行った所です。譲渡人は、高齢による経営移譲です。譲受人とは兄弟です。譲受人は、本申請地を取得して安定した農業経営を続けたいとの事です。許可妥当と判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
岩 口	はい、鵜戸・東郷地区農地利用最適化推進委員の岩口です。受付番号 2 番について説明します。譲渡人は宮崎市在住の為 25 日に電話にて確認し、譲受人には 26 日に自宅で聞き取りをしました。譲受人は製材業を営んでおり、15 年くらい前までは米を作っておられました。また、梅も植えておられましたが、トンネル工事が始まる前に移植をされ 3 年ほど前に枯れてしまい、今は何も作付けされていない状況です。申請地は、国道 220 号線伊比井トンネル北側入口付近で、譲受人の経営する木材会社の前の国道を挟んだ西側です。昨年の 12 月に 3 条申請で取得した農地の隣です。1 枚の田に 2 筆あり、前回の申請で 1 筆もれていた為今回の申請になったようです。特に問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
田 中	はい、5 番田中です。受付番号 3 番について説明します。26 日に譲受人に電話連絡し、現地調査致しました。申請地は、潟上の伊崎野地区の県道から約 800m 山の方に入った杉山の中の水田です。現在は耕作されておらず、譲受人が水取場として利用されております。譲渡人は相続により、本申請地を取得しましたが愛知県在住のため、今後耕作する予定はないとの事で今回の申請となりました。譲受人は水稻、果樹を中心に経営されている認定農業者で特に問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
議 長	只今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
全委員	異議なし。

10:15	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。 次に、議案第 2 号農地法第 3 条の買受適格証明願について 1 件 の審議をお願いします。また、買受適格証明書を交付された者が、裁判所の売却決定を受けることによって、翌月、当農業委員会に農地法 3 条の申請をしなければならないのですが、審査内容は、買受適格者の審査と全く同じことなので、事情が同じ状態であれば、総会には諮らずに、3 条の許可書を交付してよろしいかもご審議ください。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 1 番について説明します。6 月 28 日に聞き取り調査を致しました。申請地は、西寺研修センターより酒谷方面へ約 500m 行った所の右側道路沿いにあります。所有者の方は以前養豚業を営まれており、現在は露地みかんと露地野菜で生計をたてられております。願出人は宮崎市に会社があり、日南市に事業拠点を構え、みかんの生産、卸売り並びに農作業のハローワークもされている農地所有適格法人です。以前相談があり、本案件を紹介したところ話が進みました。三ヵ所転々とある中の一ヵ所で、その中に 272 m²の畑が入っております。今回の買受適格証明願が許可されれば、7 月 17 日から 20 日に特別売却実施処分が決まりましたのでその期間に申請したいとのことでした。買受適格証明については特に問題無く、妥当と判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
10:17	議 長	では、議案第 2 号について、承認される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり証明並びに許可することに決定しました。 次に、議案第 3 号農地法第 4 条の許可申請について 5 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。

三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 1 番、2 番について同時に説明します。どちらの申請人とも電話にて確認し、6 月 24 日に現地確認致しました。場所は、日南振徳高校のグラウンドの北西の隅の一角で、1 番は用水路を挟んで隣接しております。1 番、2 番ともに湿田で道路が狭く、地主も高齢で長年耕作放棄されており、草や竹が繁茂して病害虫の巣窟となっております。今回太陽光発電施設が設置されることにより解消されますので問題無いと思います。申請人に確認したところ間違いなしとの事でしたので妥当と判断しました。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 3 番について説明します。6 月 28 日に聞き取り調査致しました。申請地は、萩之嶺東下中地区のガソリンスタンドから大窪方面へ約 500m 行った右側の道路沿いの山林です。申請人は平成 26 年に父から相続しました。昭和 50 年頃まで祖父が耕作していましたが、一帯に杉が植林され日陰となり、有害鳥獣の被害もあり植林したとの事でした。始末書も添付されております。これからも山林として管理し、伐採時期が来たら伐採し、同じように山林として管理していくとの事です。特に問題無く許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 4 番について説明します。22 日に議受人と現地確認致しました。場所は、北郷の広域農道と日南高岡線がぶつかる曾和田という地区にある、豆腐屋さんの山手の裏側の中腹に当たる所です。耕作はされておらず、全て周りの山林が伐採をされております。隣接地に人家、農地等は無く周りに影響はありません。特に問題無いと判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 5 番について説明します。6 月 25 日に申請人に連絡して現地確認致し

10 : 24	倉 元	ました。場所は、榎原神社から北に向かい、札ノ尾集落センターから約 500m行った所です。杉が植林されて 50 年位経っており、父が亡くなり相続しました。父はみかんを栽培していましたが身体を壊し、杉を植林して管理していました。始末書も添付してあり、特に問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。 次に、議案第 4 号農地法第 5 条の許可申請について 13 件 の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番から 4 番について、担当委員より報告願います。
	坂 本	はい、6 番坂本です。受付番号 1 番、2 番、4 番について譲受人が同じですので同時に説明します。譲渡人には電話にて確認し、26 日に譲受人立会いの下現地調査致しました。場所は、吉野方の西ノ村地区の広域農道の山ノ口橋交差点の西側です。譲受人は素材業者で、一帯の山林を購入されておりますが、その山林の一部が農地であると判断した為今回の申請となったようです。今後は山林として管理していくとの事です。始末書も添付されております。周辺の農地への悪影響はありません。4 番については常設案件ですので、後日県の立会いが計画されております。 続いて、受付番号 3 番について説明します。譲渡人に電話にて確認し、28 日に譲受人立会いの下現地確認致しました。場所は吉野方の西ノ村地区で、市の浄水場の西側約 500m進んだ場所です。市内に太陽光発電施設の設置を計画しておりましたが、本申請地以外に適切な土地が無かった為、今回の申請となったようです。雨水は自然浸透にて排出し、余剰な雨水は隣接する側溝に排出するということです。土地改良区への説明もして問題無いと確認し、許可妥当と判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。

	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 5 番について説明します。この案件は常設案件ですので、7 月 2 日に事務局、譲受人と一緒に改めて現地確認に行く予定です。譲渡人と 26 日に連絡を取り、27 日に譲受人と現地確認しました。場所は、国道 222 号線にある道の駅の反対側に坂元棚田に上る道があり、そこから約 300m 進むと左側に現地に入る道があります。そこから約 800m 行った谷川沿いになります。譲渡人が夫から相続した時にはすでに杉が植林されていたという事です。譲受人に本申請地を譲渡する事にし、登記の変更をしようとしたところ、農地である事が判明し、転用の追認申請をしたという事です。譲受人は今後も山林として管理していくとの事です。周りに悪影響を及ぼす農地はありません。始末書も添付されておりますので何も問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番から 8 番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 6 番について説明します。譲受人、譲渡人には電話確認し、6 月 24 日に現地確認致しました。場所は、振徳高校から西に約 500m 行った原ノ迫地区で、その奥の住宅の山の際です。山が高く日当たりも悪い所で周りは住宅に囲まれており、湿田で農耕には向きません。よって、転用は妥当と判断しました。なお、一部無断転用がされていますが始末書も添付されており、問題無いと判断しました。 続いて受付番号 7 番について説明します。この案件は令和 2 年 4 月に申請があり、5 月に接道の道幅不足の為に取下げのあった案件です。6 月 24 日に現地調査しました。場所は板敷の仮屋橋の手前約 70 m を左に約 70m 行った所に譲受人の実家があり、その隣になります。周囲は住宅化が進んでおり、譲受人は実家の近くに住宅を建てたいという事です。問題無いと思います。 続いて受付番号 8 番について説明します。議案第 3 号、農地法第 4 条の受付番号 1 番と譲渡人が同じです。譲渡人は湿田で道路も狭く、高齢で兵庫県在住の為、長年耕作放棄されており竹草が繁茂して病害虫の巣窟となっております。太陽光発電施設が設置されるとそれが解消されるので問題無いと判断しました。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、7 番歌津です。受付番号 9 番について説明します。24 日に譲渡人に確認し、譲受人立会いの下現地調査致しました。申請地は、風田の社会福祉法人学校の前の建具会社の横の道路を約 150m 山の方に入った所にあります。譲受人は取得後、建具の資材置場として使用するとのことです。隣接地とはブロック塀で囲い土砂等の流出を防ぎ、雨水は側溝に流すという事です。何も問題無いと思いますのでご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、15 番川添です。受付番号 10 番について説明します。28 日に譲渡人に電話確認し、29 日に譲受人と現地調査致しました。申請地は、東郷松永の日南高岡線、上松永交差点から上松永集落の方へ約 150m 行った所になります。譲渡人は高齢で、宮崎市に在住で帰る予定は無く、買い手を探していたとの事でした。譲受人は現在串間市に在住で、夫婦とも日南市に勤務されている為、長年住宅を建設する土地を探しており、ようやく希望の土地が見つかったとの事です。住宅の建築に当たっては、隣接地との境界にはブロックを積んで土砂等の流出を防ぎ、排水は南側側溝に排出する計画となっているそうです。周辺に被害を及ぼす事はありません。特に問題無いと思います。許可妥当と判断しました。ご審議お願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
	谷 口	はい、2 番谷口です。受付番号 11 番について説明します。申請地は、大堂津駅より国道 220 号線を油津方面に約 1.2 km 行くと、右手に山王地区に入る市道があり、そこを 200m 行った左手にあります。6 月 26 日に借人立会いの下現地調査致しました。現地は倉庫が建築済でした。昭和 50 年に前代表の父親が転用の許可が必要だと知らずに建築したという事です。8 年前に貸人が代表となり、倉庫・資材置場・道が狭い為に回転道として使用し、現在に至っています。周りには農地は無く、コンクリート壁で土砂等の流出が無いようにしてあり、汚水はトイレがない為発生いたしません。雨水は道路沿いにある側溝に排出しているという事です。1 年前に前代表の父親が亡く

10 : 38	谷 口	なり、遺産整理を行っていたところ無断転用が発覚し、今回の申請となりました。始末書も添付されており、許可はやむを得ないと判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 12 番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 12 番について説明します。6 月 28 日に現地調査致しました。申請地は、下塚田地区の精米所の乾燥所から西へ約 300m 行った山の中にあります。昭和 40 年頃まで畑を耕作していましたが、周りが杉を植林され、また鳥獣の被害も多くなり、転用許可が必要なことを知らずに譲渡人の亡き父が杉を植林したとの事です。始末書も添付されております。高齢になり山の管理が出来なくなり、処分を考え譲受人に相談したところ今回の申請となったようです。特に問題無く許可妥当と判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 13 番について、担当委員より報告願います。
	井上 (英)	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号 13 番について説明します。6 月 24 日に譲渡人と電話で確認を取り、譲受人と現地確認致しました。申請地は、大窪の寺村トンネルを飢肥方面へ 300m 行った右側に見える山岳地帯の一面にあります。譲渡人によると、昭和 50 年頃先代が植林したそうです。現在宮崎市に在住で、高齢となり管理が出来ない為売却するそうです。譲受人は今後山林として利用したく、本申請に至りました。始末書も添付されております。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 4 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。 次に、議案第 5 号農用地利用集積計画について 31 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、

	議 長	受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 1 番について説明します。貸人、借人には電話で確認し、6 月 26 日に細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上委員と現地確認致しました。場所は大窪通水地区の柑橘園に入り、約 2km 行った所で、数ヵ所に点在しております。貸人は借人のおばに当たるという事です。特に問題無いと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、8 番金丸です。受付番号 2 番について説明します。23 日に借人立会いの下現地調査致しました。申請地は、酒谷 4 区にある借人の耕作する農地周辺の農地です。元々借人が耕作しており、今回正式に使用貸借権の契約をするという事です。今後も以前の様に耕作していくとの事です。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、7 番歌津です。受付番号 3 番について説明します。25 日に借人と現地調査致しました。場所は、風田の黒砂糖工場の近くになります。貸人には 24 日に確認し間違い無いとの事ですので、問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番についてですが、高橋委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願い致します。それでは、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	岩 口	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の岩口です。受付番号 4 番について説明します。申請地は鶴戸小中学校より川沿いの市道を約 300m 西に行った所にあります。27 日に貸人の高橋委員と、借人立会いの下現地確認致しました。借人は 42 歳で、宮崎で農業がしたいという事で 2 年前に神奈川から家族で宮崎に移住されました。昨年の 7 月から県立農業学校で 1 年間野菜栽培の基礎を学ばれた、新規就農者です。先月農業学校を卒業されて 7 月に入り本格的に妻

岩 口	と 2 人でピーマン栽培の準備をしたいという事でした。特に問題無いと思いますのでご審議お願い致します。以上です。
議 長	只今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定、受付番号 4 番について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定、受付番号 4 番は原案どおり計画に同意することに決定しました。
議 長	ここで、高橋委員の退席を解きます。 続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 5 番について説明します。22 日に現地調査致しました。申請地は、西寺研修センターより酒谷の方向へ約 500m 行った左側の道路の上になります。借人は宮崎で野菜ハウス、日南で水稻と露地野菜を栽培されており、市場、道の駅等に卸しておられます。雇用の方もおられ、申請地で露地野菜を作るとの事でした。特に問題無いと思います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 6 番から 11 番について、担当委員より報告願います。
井上 (英)	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号 6 番について説明します。6 月 23 日に借人と現地確認致しました。場所は、大窪の南平公民館から南に約 500m 行った柑橘園地帯にあり、借人が適切に管理されている柑橘園です。貸人は借人の父親です。借人は認定農業者であり、特に問題無いと思います。 続きまして、受付番号 7 番、8 番、9 番について説明します。6 月 23 日貸人と電話で確認し、借人と現地で確認しました。申請地は、大窪寺村トンネルから飢肥方面に車で約 3 分走りますと、細田方面から酒谷方面に行ける県道 54 号線につながる交差点があります。そこから酒谷方面に約 300m 行き、左に約 50m 行った柑橘園地帯になります。約 5 年前農作業事故で所有者が亡くなるまで借人が管理されていましたが、亡くなった後相続人の 1 人である奥さんが何とか

	井上(英)	借人の力を借りて頑張ってきました。今回全ての管理を借人に任せ るそうです。借人は柑橘生産をしている認定農業者です。何も問題 無いと思います。 続いて、受付番号 10 番、11 番について説明します。6 月 24 日借 人と現地確認致しました。申請地は、大窪茶園公民館から東へ約 500 m行った所の柑橘園です。借人は農地所有適格法人で、常時雇用の 作業者もおられ、適切に管理されております。何も問題無いと思い ます。以上ご審議お願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 12 番について、私より報告致します。申請 地は南郷町津屋野の集落内の農振農用地内の水田です。借人は大規 模な農業をされている認定農業者で、申請地が自宅近くで耕作に便 利という事で、効率的な経営が期待される事を含めてご審議願いま す。
	議 長	続きまして、受付番号 13 番について、担当委員より報告願います。
	杉 岡	はい、10 番杉岡です。受付番号 13 番について説明します。6 月 24 日に借人立会いの下現地調査致しました。申請地は、1 筆目が内之田 地区からハウス団地の農道を東に行き、広渡川の堤防側にある畜産 会社の牛舎の下の水田の一面です。2 筆目が同じ堤防の農道の下を北 に行くと別の畜産会社の牛舎があり、そこから約 50m行った左の水 田です。3 筆目は内之田駅の側の踏切を渡った所にあるハウスを右に 行き、農道を 200m行った先の水田です。借人は、水稻、スイートピ ー、雨よけピーマンを経営されている認定農業者です。更新なので 問題無いと思います。ご審議お願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 14 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。受付番号 14 番について説明します。22 日に 現地調査致しました。申請地は、南郷潟上の市木南郷線を潟上神社 から市木に向かう途中にある、ロケ野地区の左側を 500m上がった所 です。26 日に借人と現地確認致しました。更新で適切に管理されて おりましたので特に問題無いと思います。ご審議お願い致します。 以上です。

10:52	議 長	只今、各担当委員から利用権設定についての報告がありました、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、受付番号 4 番を除く、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、受付番号 4 番を除く、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定は原案どおり計画に同意することに決定しました。
		続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 15 番について、担当委員より報告願います。
	山元(陸)	はい、18 番山元です。受付番号 15 番について説明します。6 月 25 日に譲渡人に電話確認し、26 日に譲受人と現地調査致しました。申請地は、酒谷栗嶺の上の団地の一画になります。今まで譲受人が借りて耕作しておりましたが、譲渡人が高齢のため農地を手放すという事で話がまとまり、今回の申請となりました。譲受人は市内の農地所有適格法人です。焼酎の原料の甘藷が栽培されております。特に問題無く計画に同意妥当と判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 16 番、17 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、15 番川添です。まず受付番号 16 番について説明します。28 日に譲渡人に電話確認し、譲受人と現地確認致しました。申請地は、東郷松永地区の日南高岡線の上松永交差点の手前 100m から南へ約 200m 行った所です。譲渡人は相続をしたものの、管理が出来なくなった為、隣接地の所有者である譲受人に相談され、譲受人も耕作に便利という事で話がまとまり、今回の申請となったようです。 続いて受付番号 17 番について説明します。28 日に譲渡人に電話確認し、譲受人と現地確認致しました。申請地は、東郷の高速道路の出入口から南へ 600m 行った左手の水田です。譲渡人は福岡県在住で譲受人の親戚にあたり、以前から譲受人が預かっておられ、この程高速道路の建設で 3 分の 2 以上がかかり、今後も譲渡人が管理でき

	川 添	ない為、譲受人に相談し話がまとまったようです。譲受人は、ハウス、養鶏、稲作を経営される大規模農家です。何も問題無いと思いますので計画に同意妥当と判断しました。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 18 番について、担当委員より報告願います。
	井上(英)	はい、細田・大窪酒谷地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号 18 番について説明します。6 月 23 日に譲渡人に電話で確認し、譲受人と現地確認致しました。場所は、大窪南平公民館から南へ約 500m 行った柑橘園地帯です。譲受人が管理されている柑橘園で、すでに果樹が何十年も植栽されており、所有者が違う土地があったため今回の申請になったとの事です。譲渡人、譲受人とも先代がお互いの土地を交換した事は知っていました。問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 19 番から 22 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 19 番、20 番は譲受人が同じですので同時に説明します。6 月 25 日に譲受人、譲渡人に連絡し現地確認致しました。場所は、榎原黒潮環境センターから南に 2km 行った所です。譲渡人は共に高齢による経営規模縮小です。譲受人は、母牛 160 頭、肥育牛 20 頭の畜産農家ですので何も問題無いと思います。 続いて、受付番号 21 番、22 番は譲受人が同じですので同時に説明します。6 月 25 日に譲受人、譲渡人に連絡し現地確認致しました。場所は、榎原下講地区の林業会社から南に約 1～1.5km の所です。譲渡人はどちらも、経営規模縮小です。譲受人は母牛 200 頭の畜産農家ですので特に問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	只今、各担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。

10:58	議 長	では、議案第 5 号農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、所有権移転は原案どおり計画に同意することに決定しました。 続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 23 番、24 番について、担当委員より報告願います。
	坂 本	はい、6 番坂本です。受付番号 23 番、24 番について説明します。28 日に貸付者 2 名に連絡を取り、現地調査致しました。場所は、旧吉野方小学校より西へ約 1.5km 行った徳之峯地区内にあります。これまでは耕作しておられましたが、将来の事を考えて中間管理に預ける事にしたそうです。計画に同意妥当と判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 25 番、26 番について、担当委員より報告願います。
	太 田	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の太田です。受付番号 25 番、26 番について説明します。6 月 25 日に貸付者に連絡を取り、現地確認致しました。場所は、東郷小中学校のグラウンドから北に約 100m 行った水田地帯の真ん中にあります。中間管理権設定ですので何も問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 27 番から 29 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、15 番川添です。受付番号 27 番から 29 番について説明します。27 日から 28 日にかけて貸付人に電話確認しました。申請地は、殿所地区にある水田の 6 筆です。中間管理権設定ですので何も問題無いと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 30 番、31 番について、担当委員より報告願います。
	井上(英)	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付

	井上(英)	番号 30 番について説明します。6 月 25 日に貸人と電話で確認致しました。申請地は、大窪神社東方面を約 300m 行った柑橘園地帯にある果樹園です。貸人は高齢で、離農しておりますが、今回耕作者が見つかった為中間管理権設定をしたそうです。問題無いと思いますのでご審議お願い致します。 続いて、31 番について説明します。6 月 25 日に貸人と現地確認致しました。申請地は、大窪仮屋から南平に分布する貸人の柑橘園です。今回の中間管理権設定は国の補助事業の活用により有利になる為だそうです。意欲のある若い認定農業者ですので問題無いと思います。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	只今、各担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は原案どおり計画に同意することに決定しました。 次に、議案第 6 号非農地証明願について、2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、8 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。23 日に代理人立会いの下現地確認致しました。申請地は、酒谷 5 区永野地区にある製茶会社の近くにあります。現在荒廃地になっており、非農地証明事項の 4 に該当します。計画に同意妥当と判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	それでは、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 2 番について説明します。27 日に願出人立会いの下現地で聞き取り調査致しました。隣接する土地に 3 筆ありますが、筆界未定の土地です。場所は、北郷から田野に抜ける日南高岡線にレストランがあり、その左側の田代集落の山手側の山林になります。4～50 年前から山林化

11:09	木 脇	しており、申請地も農地の形跡は全く無い状態でした。非農地証明該当事項の 4 に該当すると判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	只今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	山元(陸)	はい、議長。
	議 長	どうぞ。
	山元(陸)	はい、18 番山元です。受付番号 2 番の筆界未定地の事です、事務局はどのような判断をされたんですか。
	次 長	はい、議長。
	議 長	どうぞ。
	次 長	筆界未定地という事で、2 筆の境界が分からないという事です、両方の土地の所有者から申請が出されました。1 筆は山林ですが、もう 1 筆が荒れていますが畑です。ここを片方の所有者が買いたいとの事で、境界は確定していないけれども、現況は山林化しているので非農地証明の申請となったようです。2 筆の所有者が連名で申請されているので、お互いの同意があると判断致しました。
	議 長	よろしいでしょうか。では、議案第 6 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 6 号は原案どおり承認することに決定しました。 北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇委員につきましては、急用があり、早退されるということです。
	田 端	次に、議案第 7 号非農地判断について、33 件の審議をお願いします。それでは、整理番号 63 番から 95 番について、担当委員より報告願います。 はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の田端です。整理番号 63 番から 95 番について説明します。4 月 27 日と 5 月 8 日に現地調査致しました。まず字、山王坂の説明ですが、山王に大堂津に

11:20	田 端	繋がるトンネルがあり、そのトンネルの左側の海岸までの山の下の方です。昔は畑だったような記憶もありますが、現在はほとんど雑木林でした。所有者の方もほとんど亡くなっており、ご遺族の方もそこに農地があることも知らない状態でした。次に字、飯崎ですが、猪崎鼻に電波塔が建っており、その周辺です。ものすごい傾斜で雑木林でした。次に字峰之原ですが、以前は住宅もあり人も住んでいましたが、今は家も一軒になり他は何もなく、雑木林と杉林です。次に字、坂元ですが、先程の峰之原から橋を渡って川向うの方に田んぼや住宅があり、そこの左奥です。山水が多く機械も入れない状態で竹藪になっています。次に字、的野原ですが、下隈谷から山王に抜けると左側にある橋から右に入った所です。昔は畑として利用されておりましたが、今は荒れていました。次に字、上床ですが、下隈谷神社から橋を渡って右に入っていくと田んぼがあり、その1番端です。以前は畑でしたが竹藪になっていました。今回の申請地は全て農地の形跡はありませんでしたので、非農地判断は妥当と判断しました。以上です。
	議 長	只今の担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第7号、非農地判断について、承認することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
11:45		《報告事項》 終 了

第25回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 谷口 久光 

署名委員 木佐貫 雅子 

井上 友和 